

令和7年9月18日
下田地区消防組合

職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

令和7年9月18日付で、次のとおり職員の懲戒処分を行ったのでお知らせします。

処分対象者及び処分内容	下田消防本部 50代男性 戒告
事件の概要	公用のUSBメモリを紛失した。個人情報の漏洩は無かった。
処分事由	地方公務員法第29条第1項1号に該当するため。(地方公共団体の機関の定める規程に違反)
管理者のコメント	当人は、議会答弁の勉強等のため、しばしば関連資料が保存されたUSBメモリを自宅に持ち帰っていました。こうした中、USBメモリを紛失するという事態が発生しました。業務に対して非常に熱心でありましたが、このことは規定に反する行為であり、許容されるものではありません。 当人の職責及び影響の大きさを鑑みて、このたび重い処分を行いました。この処分を通じて、本人には情報管理の徹底と再発防止に向け厳しく指導いたしました。

本件についての問合せ先
下田消防本部 総務課
電話 0558-22-1829